

令和7年4月1日改訂

倫理審査の依頼の手順について

先端技術倫理審査委員会委員長

先端技術倫理審査委員会規程第12条第2項の先端技術倫理審査委員会（以下「委員会」という。）に審査を依頼する場合の手順は、以下のとおりとする。

- 1 研究責任者が委員会に審査を依頼しようとするときは、審査依頼書（別紙1）に添付資料（別紙2から6（うち別紙5から6は各研究者全て））を添えて、委員会委員長宛てに提出しなければならない（窓口である委員会事務局（以下「事務局」という。）に委員会ウェブサイトの申請フォームから送信すること。
- 2 事務局は、上記1により提出された資料を確認し、必要な資料が整っていないと判断したときは、依頼者にメールにて連絡し、必要資料の再提出を求める。それでもなお依頼者から当該資料の提出がないときは、事務局は、当該資料の提出がなされるまで、委員会に審査を依頼しないものとする。
- 3 事務局が必要な資料が整っていると判断したときは、委員会に審査を依頼する。
- 4(1) 委員会、迅速審査の担当委員又は事前審査委員から追加資料の提出、修正等を求めるコメントが提出されたときは、事務局から、依頼者に対して、当該コメントを回付し、当該コメントに応じた追加資料の提出、修正等を依頼する。
 - (2) 依頼者が(1)の求めに応じない場合は、依頼者に追加資料の提出、修正等を再度促し、それでも応じない場合には、審査を打ち切る。
 - (3) 依頼者から(1)の求めに応じた追加資料の提出、修正等があった場合は、事務局から、委員会に審査再開を依頼する。
- 5 委員会の審査が終了し、委員長から研究責任者宛ての審査結果通知書が発出されたときは、事務局から依頼者にメール送信する。

以上